

在職中に60歳に到達される方へ

特例による

退職共済年金の請求について

1年以上の組合員期間があり、かつ組合員期間等(※)が25年以上ある方が、60歳に到達すると特例による退職共済年金を受けられる権利が発生します。

この権利は、退職後はもとより公務員として在職中であっても発生することとなり、年金の請求決定を行う必要があります。

なお、この特例による退職共済年金は公務員として在職中の場合には、原則として支給停止となりますが、給料や期末手当等の額に応じて一部支給されることがあります。

そこで次のとおり在職中に60歳に到達される組合員の皆さんへ退職共済年金の請求等についてご案内いたします。

(※)組合員期間等：公務員・厚生年金保険・国民年金・私立学校教職員の間等を合算した期間です。

【I】請求手続き

所定の請求様式に必要書類を添付していただき、所属所の共済事務担当課(人事課または総務課等)を経由して請求を行ってください。

請求にかかる様式につきましては、各所属所の共済事務担当課に申し出ていただくか、全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」)のホームページ上に様式のダウンロード印刷が可能なページがありますので、そこから印刷してください。

全国市町村職員共済組合連合会のホームページアドレス

<http://www.shichousoren.or.jp/>

【II】請求時期

退職共済年金の受給権は60歳の誕生日が到来(60歳の誕生日の前日)した時点でその権利が発生することとなります。よって、年金の請求はこの60歳到達日以降に行ってくださいこととなります。

【III】決定後の年金証書等の交付

当共済組合では、前記により提出のあった請求書等を受理・審査し、全国連合会へ請求書を進達いたします。また、全国連合会では進達された請求書に基づき年金の決定を行い、後日、年金証書を共済組合及び所属所の共済事務担当課を経由して請求者の方々に交付いたします。

なお、この年金証書は全国連合会から年金を受ける権利があることを証明する重要な書類ですから大切に保管してください。

【IV】年金課からのお願い

年度末は定年退職者の年金改定処理等の事務が集中する時期です。事務処理を円滑に行い、速やかに全国連合会への事務手続きが行えるよう、在職中に60歳に到達された場合には決定請求書の提出を行ってくださいますようお願いいたします。

※請求にあたっての必要書類等の手続きに關しましては、共済事務担当課の指示に従って行ってくださいますようお願いいたします。

ターンアラウンド方式による退職共済年金請求書等の事前送付開始について

当共済組合では、退職後すぐに年金受給者とならない方が、退職後において年金を受け取ることができるようになりました。ご自宅へ、退職共済年金請求書等の事前送付をしているところですが、平成22年1月受給権発生者からは、退職共済年金の請求漏れの防止及び年金裁定に要する事務の効率化を図るため、退職共済年金請求書等に二部印字し、事前送付する「ターンアラウンド方式」を開始することといたしました。詳細については、次のとおりとなります。

【送付対象者】

- ① 組合員期間が1年以上の60歳到達予定者
- ② 組合員期間が1年未満の65歳到達予定者

【印字する請求書等】

- ① 退職共済年金請求書
- ② 勤務状況等申告書
- ③ 年金受給権者再就職届書(他制度加入用)
- ④ 雇用保険法による給付との調整事由該当届書・不該当届書
- ⑤ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

上記印字する請求書等	①	②	③	④	⑤
カナ氏名	○	○	○	○	○
漢字氏名	自書	自書	自書	自書	自書
性別	○	○	○	○	○
生年月日	○	○	○	○	○
所属所番号	○	—	—	—	—
証番号	○	—	—	—	—
給料記録番号	○	—	—	—	—
基礎年金番号	○	—	—	—	—
住所	○	—	—	—	自書
住所コード	○	—	—	—	—
退職年月日	○	—	—	—	—
受給権発生年月日	○	—	—	—	—
過去に受給した退職一時金の受給状況	○	—	—	—	—